

政府が発令した緊急事態宣言による五條市の対応方針

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から緊急事態宣言（8日午前0時から効力発生）が発出されました。

奈良県においては、緊急事態宣言の対象地域には指定されていませんが、感染予防の観点から市民の皆様に次の事項について要請いたします。

なお、期間については、令和2年5月6日までとします。

記

1. 三密（換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面）を避けて行動して下さい。
2. 緊急事態宣言が発令された地域（大阪府・兵庫県等）への外出は控えるとともに、生活に必要な場所を除き不要不急の外出も控えて下さい。
3. 体調管理に心がけ、検温などの自己管理（特に大阪府・兵庫県等への通勤者等）、うがい、手洗い、必要に応じたマスクの着用を行って下さい。

令和2年4月7日

五條市感染症対策本部

本部長 太田 好紀